広川町役場庁舎内での弁当等販売に係る仕様書

１　使用条件等について

（１）販売できる商品は、弁当、おにぎり、パン及びその場での調理を要しない食品等に限る（※おかずのみの販売も可とします。）こととし、役場来庁者及び町職員を対象として、募集要項の販売期間中は継続的に販売すること。

（２）販売スペースを弁当販売目的以外で使用することはできないこと。また、庁舎内で食品を製造、加工又は調理（加熱やつぎ分けを含む。）を行うことはできないこと。

（３）1階エントランスでの販売時間は、町役場開庁日の11時00分から14時00分まで（準備及び片付けを含む）とすること。

（４）各課窓口での販売時間は、町役場開庁日の9時00分から11時00分までとすること。

（５）弁当等販売に関する問い合わせ及び苦情については、事業者の責任において対応すること。

（６）災害時や町の都合等により弁当等の販売を中止し、または、販売場所を変更することがあること。

２　衛生管理について

（１）販売スペースには長机を配置しますが、使用前後の清掃及び消毒は事業者で行うこと。なお、清掃用具等は事業者で準備すること。

（２）食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請、届出については、すべて事業者の負担で行うこと。

（３）販売にあたっては、清掃保持及び衛生管理に十分注意を払うこと。また、食中毒等事案発生時には、速やかに町に報告するとともに、すべて事業者の責任と負担において対処すること。

（４）衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守、徹底を図るとともに関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。

３　弁当等の搬入出について

（１）弁当等の搬入及び搬出を行う際は、事業者の責任において通行者や他の車両の妨げとならないよう十分に配慮すること。

（２）車両の駐車については、庁舎北側駐車場を使用すること。

４　販売期間について

1. 販売期間は、1階エントランスおよび各課窓口共に、令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)までとし、土・日・祝日、年末年始（令和7年12月29日(月)から令和8年1月2日(金)）は除くこと。ただし、状況に応じて変更となる場合は、町から連絡すること。

また、令和8年4月1日以降も本事業を継続する場合は再度募集する予定であること。

（２）町の指示に従わない場合、本事業の事業者として不適当と認められる場合は、審査の上、販売事業者としての決定を取り消すことがあること。

（３）事業者の都合により販売を辞退する場合は、１か月前までに町に連絡すること。

（４）町の都合により弁当等販売事業を終了する場合は、１か月前までに各事業者に連絡すること。

５　その他

　　募集要項及びこの条件等に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、定めるものとすること。